



令和8年度版

おくやみハンドブック

—ご遺族の皆様へ—

このたびのご不幸、謹んでおくやみ申し上げます。
身近な方が亡くなられ、悲しみや先々のご不安もあるなか、
今後、さまざまな申請や届出が必要になることと存じます。
このハンドブックは、主に市役所、各支所等での手続きについて
ご案内しておりますので、ぜひご利用ください。

いわき市

おくやみハンドブックの使い方

「おくやみハンドブック」は、亡くなられた方に関する市役所の手続きをまとめ、手続きの概要や手続き窓口、問い合わせ先を紹介し、皆様のお手続きをご支援する目的で作成しました。

必要な手続きの確認は、次の要領で進めてください。

① 主な手続きをまとめた、別紙の「**手続きチェックリスト**」により、亡くなられた方に該当する手続きをチェックします。

② 「**手続きチェックリスト**」で該当した手続きは、ハンドブックの掲載頁で詳細をご確認ください。

ハンドブックには、「**手続きチェックリスト**」で掲載するほかにも様々な手続きを掲載しておりますので、併せて確認してみてください。

(注意)

- 亡くなられた方の状況により、ハンドブックに記載のない手続きが必要となる場合や、手続きの内容や担当窓口等が変更となる場合がありますので、ご了承ください。
- 手続きにあたる方により、委任状等が必要となることがあります。詳しくは担当窓口でご確認ください。(P24、25 に委任状の書き方、書式を掲載しています)

手続きに戸籍謄本等が必要となる場合があります

- 本籍地以外の市区町村窓口でも、戸籍証明書を請求することができます。(戸籍の広域交付)

※官公署発行の顔写真付き本人確認書類をお持ちの本人・配偶者・直系尊属・直系卑属の方に限ります。

- 本籍がいわき市の方は、死亡届の内容に不備がなければ、届出があった日から約一週間程度でご請求いただくことができます。本籍がいわき市でない方は、より日数がかかります。

も く じ

おくやみハンドブックの使い方 P1

戸籍・住民登録の手続き P4

- 1 死亡届
- 2 住民異動届
- 3 印鑑登録手帳の返還

いわき市国民健康保険の手続き P5

- 4 国民健康保険資格確認書等の返還
- 5 葬祭費の支給申請
- 6 限度額適用認定証等の返還
- 7 特定疾病療養受療証の返還
- 8 相続人代表者指定の届出

後期高齢者医療の手続き P6

- 9 後期高齢者医療資格確認書等の返還
- 10 特定疾病療養受療証の返還
- 11 葬祭費の支給申請
- 12 高額療養費等医療給付費の受領に係る申立・誓約書の届出

国民年金の手続き P7

- 13 死亡一時金の請求
- 14 遺族基礎年金の請求
- 15 寡婦年金の請求
- 16 未支給年金の請求

児童福祉の手続き P8

- 17 医療費助成の受給者（養育医療、育成医療、小児慢性特定疾病医療）に係る受給者証の返還及び各種資格喪失届等
- 18 児童扶養手当の申請
- 19 ひとり親家庭等医療費助成申請及び資格喪失届等
- 20 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の資格喪失届及び諸手続き
- 21 乳幼児医療費助成、子ども医療費助成の受給対象者の変更届

障害者福祉・介護

・高齢者福祉の手続き① P9

- 22 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の返還
- 23 介護保険被保険者証等の返還
- 24 特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当資格喪失届
- 25 重度心身障害者福祉金、重度心身障害児童福祉金受給資格消滅等届
- 26 人工透析通院患者通院交通費助成の資格喪失届
- 27 心身障害者扶養共済制度加入者等の死亡届

障害者福祉・介護

・高齢者福祉の手続き② P10

- 28 重度心身障害者医療費受給者証の返還
- 29 自立支援医療（更生医療、精神通院医療）受給者証の返還
- 30 在宅重度障害者医療器材等給付券の返還
- 31 補装具不要の申し出
- 32 日常生活用具不要の申し出
- 33 配食サービス利用変更／廃止届の提出

障害者福祉・介護

・高齢者福祉の手続き③ P11

- 34 徘徊高齢者家族支援サービス利用変更／廃止届の提出
- 35 一般高齢者サービスに係る諸手続き
 - ・ 緊急通報システム
 - ・ 寝具乾燥消毒サービス
 - ・ 訪問理美容サービス
 - ・ 要介護老人介護手当
 - ・ 家族介護用品給付
- 36 指定難病医療費受給者証の返還

も く じ

税金の手続き P12

- 37 バイク等（125cc以下又は1.0kW以下の原動機付自転車もしくは小型特殊自動車）の廃車／名義変更届
- 38 現所有者申告書の提出
- 39 未登記家屋の所有者変更手続き

水道・下水道の手続き① P13

- 40 水道の休止
- 41 水道の使用者変更
- 42 水道の所有者変更
- 43 下水道・地域汚水の休止及び使用者変更
- 44 下水道事業受益者負担金の名義変更
- 45 下水道事業受益者負担金の口座振替先の変更及び廃止

水道・下水道の手続き② P14

- 46 農業集落排水の休止及び廃止
- 47 農業集落排水の使用者変更及び人数変更
- 48 農業集落排水の口座振替先の変更及び廃止
- 49 浄化槽の休止及び廃止
- 50 浄化槽の管理者変更

市営住宅の手続き P15

- 51 世帯員異動の報告
- 52 入居承継の手続き
- 53 退去の手続き

その他の手続き① P16

- 54 市営墓園使用权の承継等
- 55 市民交通災害共済弔慰金申請
- 56 犬の登録事項変更届
- 57 相続した農地の届出
- 58 農業者年金死亡届
- 59 相続した山林の届出

その他の手続き② P17

- 60 国・県・市指定文化財、国登録有形文化財の所有者変更届
- 61 道路占用許可の承継届
- 62 （土地区画整理事業）権利移動届
- 63 （土地区画整理事業）保留地の権利変動届
- 64 セーフティネット住宅（住宅確保要配慮者専用賃貸住宅に限る）の世帯員変更
- 65 長期優良住宅建築等計画の認定に係る地位の承継

その他の手続き③ P18

- 66 郵便等投票証明書の返還
- 67 図書館利用カードの返還
- 68 （火災による）り災証明書交付申請
- 69 救急搬送証明交付申請

市の窓口のご案内 P19～20

市役所以外の手続き(抜粋)P21～22

三親等内の親族図 P23

委任状について P24～25

「おくやみコーナー」のご案内 P26

戸籍・住民登録の手続き

① 死亡届

チェック□ 手続き完了日(/)

※ 葬祭事業者がご遺族に代わって行うことが多く、火葬許可証の交付もこの時に行います。

対象者

全員

手続きをする人

親族、同居者、家主・地主、家屋管理人、土地管理人、後見人等

手続きの期限

死亡の事実を知った日から7日以内

手続きに必要なもの(持ち物)

・死亡届(医師の証明のあるもの)

【届出人が後見人、保佐人、補助人
または任意後見人の場合】

・登記事項証明書または裁判所の謄本・確定証明書

【届出人が任意後見受任者の場合】

・登記事項証明書又は任意後見契約に係る公正証書の謄本

② 住民異動届

チェック□ 手続き完了日(/)

亡くなった方の情報を住民票に反映させ、世帯主の変更を行います。

※ いわき市に住民登録をしていた方が対象で、葬祭事業者が死亡届と同時に代行することが多い手続きです。

対象者

全員

手続きをする人

同一世帯員等

手続きの期限

死亡した日から14日以内

手続きに必要なもの(持ち物)

本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード等)

③ 印鑑登録手帳の返還

チェック□ 手続き完了日(/)

死亡届が出された時点で廃止になるため、窓口で返還するか、はさみを入れて処分してください。

対象者

印鑑登録をしていた方

手続きをする人

同一世帯員・親族等

手続きに必要なもの(持ち物)

亡くなった方の印鑑登録手帳

手続き窓口・問い合わせ先

① ② ③ ⇒ 本庁舎1階 市民課 届出・証明グループ ☎22-7447
各支所、各市民サービスセンター

◆ 各支所、各市民サービスセンターの電話番号はP19をご覧ください。

いわき市国民健康保険の手続き

4 国民健康保険資格確認書等の返還

チェック 手続き完了日 (/)

対象者

国民健康保険の加入者

手続きをする人

親族等

手続きの期限

速やかに返還

手続きに必要なもの（持ち物）

国民健康保険資格確認書等

6 限度額適用認定証等の返還

チェック 手続き完了日 (/)

対象者

限度額適用認定証等をお持ちの方

手続きをする人

親族等

手続きの期限

速やかに返還

手続きに必要なもの（持ち物）

限度額適用認定証

5 葬祭費の支給申請

チェック 手続き完了日 (/)

対象者

国民健康保険の加入者
（国保加入前に社保等に被保険者（本人）として加入し、社保等の資格喪失から3カ月以内に死亡した方を除く）

手続きをする人

葬祭を行った方（喪主）

手続きの期限

葬祭を行った日の翌日から2年以内

手続きに必要なもの（持ち物）

- ・ 亡くなられた方の被保険者番号がわかるもの（資格確認書等）※返還していない場合
- ・ 申請書
- ・ 喪主の預金通帳
- ・ 喪主を確認できる書類（会葬礼状・新聞記事（お悔やみ欄）・葬儀社発行の日程表等）
- ・ 喪主と被保険者の世帯が異なる場合は申立誓約書
- ・ 葬祭費の振込先を喪主以外に変更する場合は喪主からの委任状
- ・ 申請に来た方の本人確認書類

7 特定疾病療養受療証の返還

チェック 手続き完了日 (/)

対象者

特定疾病療養受療証をお持ちの方

手続きをする人

親族等

手続きの期限

速やかに返還

手続きに必要なもの（持ち物）

特定疾病療養受療証

8 相続人代表者指定の届出

チェック 手続き完了日 (/)

対象者

国民健康保険加入世帯の世帯主（納税義務者）の死亡に伴う国保税納税（兼更正決定）通知書について、相続人代表者（送付先）を指定する方

手続きをする人

相続人

手続きの期限

概ね14日以内

手続きに必要なもの（持ち物）

被相続人の国民健康保険税納税通知書（通知書番号がわかるもの）

手続き窓口・問い合わせ先

4 **5** **6** **7** ⇒ 本庁舎1階 国保年金課 調査給付係 ☎22-7456
各支所、市民サービスセンター

8 ⇒ 本庁舎1階 国保年金課 国保税係 ☎22-7429
各支所、市民サービスセンター

◆ 各支所、各市民サービスセンターの電話番号はPI9をご覧ください。

後期高齢者医療の手続き

9 後期高齢者医療資格確認書等の返還

チェック□ 手続き完了日 (/)

対象者

後期高齢者医療制度の加入者

手続きをする人

親族等

手続きの期限

速やかに返還

手続きに必要なもの（持ち物）

後期高齢者医療資格確認書等

10 特定疾病療養受療証の返還

チェック□ 手続き完了日 (/)

対象者

特定疾病療養受療証をお持ちの方

手続きをする人

親族等

手続きの期限

速やかに返還

手続きに必要なもの（持ち物）

特定疾病療養受療証

11 葬祭費の支給申請

チェック□ 手続き完了日 (/)

対象者

後期高齢者医療制度の加入者

（後期高齢者医療制度加入前に社保等に被保険者（本人）として加入し、社保等の資格喪失から3カ月以内に死亡した方を除く）

手続きをする人

葬祭を行った方（喪主）

手続きの期限

葬祭を行った日の翌日から2年以内

手続きに必要なもの（持ち物）

- ・ 銀行等の預金通帳（喪主名義）
 - ・ 喪主を確認できる書類（会葬礼状・新聞記事（お悔やみ欄）・葬儀社発行の日程表等）
 - ・ 申請に来た方と喪主の本人確認書類
- ※喪主を確認できる書類がない場合や、葬祭費の振込先を喪主以外に変更する場合は、担当課までお問い合わせください。

12 高額療養費等医療給付費の受領に係る申立・誓約書の届出

チェック□ 手続き完了日 (/)

対象者

後期高齢者医療制度の加入者の法定相続人

手続きをする人

親族等

手続きの期限

診療月の翌月の1日から2年以内

手続きに必要なもの（持ち物）

銀行等の預金通帳（法定相続人名義）

手続き窓口・問い合わせ先

9 10 11 12

⇒ 本庁舎1階 国保年金課 高齢者医療係 ☎22-7466
各支所、市民サービスセンター

◆ 各支所、各市民サービスセンターの電話番号はPI9をご覧ください。

国民年金の手続き

(注意) 厚生年金等(被扶養者を含む)の加入期間がある方については、年金事務所等での
お手続きが必要です。
詳しくは、平年金事務所 Tel0246-23-5611 までお問い合わせください。

13 死亡一時金の請求

チェック 手続き完了日 (/)

対象者

国民年金保険料を36月以上納め、老齢基礎年金・障害基礎年金の支給を受けていない方

手続きをする人

亡くなった方と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

手続きの期限

2年以内

手続きに必要なもの(持ち物)

平年金事務所 Tel 0246-23-5611 または
担当課までお問い合わせください。

15 寡婦年金の請求

チェック 手続き完了日 (/)

対象者

国民年金保険料の納付済・免除期間が10年以上あり、老齢基礎年金・障害基礎年金の支給を受けていない方

手続きをする人

10年以上婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻

手続きの期限

5年以内

手続きに必要なもの(持ち物)

平年金事務所 Tel 0246-23-5611 または
担当課までお問い合わせください。

14 遺族基礎年金の請求

チェック 手続き完了日 (/)

対象者

国民年金の被保険者である間に亡くなった方や、老齢基礎年金の受給権者であった方等

手続きをする人

亡くなった方によって生計を維持されていた子どもを持つ配偶者等

手続きの期限

5年以内

手続きに必要なもの(持ち物)

平年金事務所 Tel 0246-23-5611 または
担当課までお問い合わせください。

16 未支給年金の請求

チェック 手続き完了日 (/)

対象者

障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金のみを受給していた方(その他の年金(老齢基礎年金、厚生年金など)を受給していた方は平年金事務所までお問い合わせください。)

手続きをする人

亡くなった方と生計を同じくしていた3親等以内の親族

手続きの期限

5年以内

手続きに必要なもの(持ち物)

担当課までお問い合わせください。

手続き窓口・問い合わせ先

13 14 15 16 ⇒ 本庁舎1階 国保年金課 国民年金係 ☎22-7464
各支所、市民サービスセンター

◆ 各支所、各市民サービスセンターの電話番号はPI9をご覧ください。

児童福祉の手続き

17 医療費助成の受給者（養育医療、育成医療、小児慢性特定疾病医療）に係る受給者証の返還及び各種資格喪失届等 チェック□ 手続き完了日（ / ）

対象者
養育医療券、自立支援医療受給者証、小児慢性特定疾病医療費受給者証のいずれかを持っている方

手続きに必要なもの（持ち物）
受給者証等

18 児童扶養手当の申請 チェック□ 手続き完了日（ / ）

対象者
児童扶養手当の支給要件に該当する方

手続きをする人
父または母が亡くなった児童を監護する方（所得等の制限があるため、要相談）
原則 本人

手続きに必要なもの（持ち物）
要相談

19 ひとり親家庭等医療費助成申請及び資格喪失届等 チェック□ 手続き完了日（ / ）

対象者
児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者）のいるひとり親家庭の親等

手続きをする人
新たに該当する方
原則 本人（父または母）

手続きに必要なもの（持ち物）

- 申請者及び対象児童の健康保険資格確認書等
- 本人の預金通帳
- 申請者及び扶養義務者のマイナンバーカードまたは通知カード
- ひとり親家庭または父母のいない児童であることが確認できる書類

20 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の資格喪失届及び諸手続き チェック□ 手続き完了日（ / ）

対象者
児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当などの受給資格を喪失する方

手続きをする人
新たに該当する方
原則 本人（父または母）

手続きの期限
【児童手当】 亡くなられてから15日以内
【児童扶養手当・特別児童扶養手当】 申請の翌月より該当（新たに認定申請する場合）

手続きに必要なもの（持ち物）

【児童手当】

- 請求者本人の預金通帳
- 請求者本人の健康保険資格確認書等
- 請求者本人または配偶者のマイナンバーカード（または通知カード）
- （別居していた場合）別居する児童のマイナンバーカード（または通知カード）
- （受給者が亡くなった場合）児童の預金通帳

【児童扶養手当・特別児童扶養手当】
要相談

21 乳幼児医療費助成、子ども医療費助成の受給対象者の変更届 チェック□ 手続き完了日（ / ）

対象者
乳幼児医療費助成受給者証または子ども医療費助成受給者証を持っていた方

手続きをする人
新たに受給対象者となる方（父または母）

手続きの期限
速やかに

手続きに必要なもの（持ち物）

- お子さんの健康保険資格確認書等
- 新しい受給対象者の預金通帳
- 受給者証

手続き窓口・問い合わせ先 ◆ 各地区保健福祉センター、各支所の電話番号はPI9をご覧ください。

17 ⇒ 総合保健福祉センター3階 こども家庭課 母子保健係 ☎27-8597
※ 電話連絡の後でお越しください。

18 **20** ⇒ お住まいの地域の地区保健福祉センター及び
お住まいの地域（遠野、好間、三和、田人、川前、久之浜・大久）の支所市民福祉係

19 **21** ⇒ 各地区保健福祉センター及び遠野、好間、三和、田人、川前、久之浜・大久支所の市民福祉係のいずれか

障害者福祉・介護・高齢者福祉の手続き①

22 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の返還

チェック□ 手続き完了日 (/)

対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 をお持ちの方

手続きをする人

親族

手続きの期限

速やかに

手続きに必要なもの（持ち物）

各手帳

23 介護保険被保険者証等の返還

チェック□ 手続き完了日 (/)

対象者

介護保険被保険者証等の交付対象者

手続きをする人

親族

手続きの期限

速やかに

手続きに必要なもの（持ち物）

介護保険被保険者証等

24 特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当資格喪失届

チェック□ 手続き完了日 (/)

対象者

特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当の受給者

手続きをする人

死亡当時生計を同じくしていた者
いない場合は親族

手続きの期限

14日以内（期限後も受理可能）

手続きに必要なもの（持ち物）

要相談

25 重度心身障害者福祉金、重度心身障害児福祉金受給資格消滅等届

チェック□ 手続き完了日 (/)

対象者

重度心身障害者福祉金
重度心身障害児福祉金 の受給資格者

手続きをする人

家族（相続人）

手続きに必要なもの（持ち物）

通帳
要相談

26 人工透析通院患者通院交通費助成の資格喪失届

チェック□ 手続き完了日 (/)

対象者

人工透析通院患者通院交通費助成受給資格者

手続きをする人

家族（相続人）

手続きの期限

速やかに

手続きに必要なもの（持ち物）

相続人の通帳
要相談

27 心身障害者扶養共済制度加入者等の死亡届

チェック□ 手続き完了日 (/)

対象者

心身障害者扶養共済制度の加入者
年金受給権者等

手続きをする人

年金管理者等

手続きに必要なもの（持ち物）

要相談

- ・ 加入者の死亡診断書
- ・ 加入者、心身障害者、（年金管理者）の住民票（省略なしのもの）
- ・ 通帳（心身障害者のもの）
- ・ 加入証書

手続き窓口・問い合わせ先

22 ⇒ お住まいの地域の地区保健福祉センター及び
お住まいの地域（遠野、好間、三和、田人、川前、久之浜・大久）の支所市民福祉係

23 ⇒ 各地区保健福祉センター及び遠野、好間、三和、田人、川前、久之浜・大久支所の市民福祉係のいずれか

24 25 26 27 ⇒ お住まいの地域の地区保健福祉センター

◆ 各地区保健福祉センター、各支所の電話番号はP19をご覧ください。

障害者福祉・介護・高齢者福祉の手続き②

28 重度心身障害者医療費受給者証の返還 チェック□ 手続き完了日 (/)

対象者
重度心身障害者医療費の受給者

手続きをする人
親族

手続きの期限
速やかに

手続きに必要なもの（持ち物）

- ・ 医療費受給者証
- ・ 医療費の受取がある場合には受取人（親族等）の口座のわかるもの

31 補装具不要の申し出 チェック□ 手続き完了日 (/)

対象者
補装具の交付者等

手続きをする人
親族

手続きに必要なもの（持ち物）

- ・ 支給券
- ・ 要相談

29 自立支援医療（更生医療、精神通院医療）受給者証の返還 チェック□ 手続き完了日 (/)

対象者
自立支援医療（更生医療、精神通院医療）受給資格者

手続きをする人
親族

手続きの期限
速やかに

手続きに必要なもの（持ち物）
受給者証

32 日常生活用具不要の申し出 チェック□ 手続き完了日 (/)

対象者
日常生活用具給付等事業の受給者等

手続きをする人
親族

手続きの期限
速やかに

手続きに必要なもの（持ち物）

- ・ 給付券
- ・ 要相談

30 在宅重度障害者医療器材等給付券の返還 チェック□ 手続き完了日 (/)

対象者
在宅重度障害者医療器材等給付対象者

手続きをする人
親族

手続きの期限
速やかに

手続きに必要なもの（持ち物）

- ・ 返還届
- ・ 給付券

33 配食サービス利用変更/廃止届の提出 チェック□ 手続き完了日 (/)

対象者
配食サービス利用者

手続きをする人
親族

手続きの期限
速やかに

手続きに必要なもの（持ち物）
要相談

手続き窓口・問い合わせ先

28 ⇒ 各地区保健福祉センター及び遠野、好間、三和、田人、川前、久之浜・大久支所の市民福祉係のいずれか

29 **30** **31** **32** **33** ⇒ お住まいの地域の地区保健福祉センター

◆ 各地区保健福祉センター、各支所の電話番号はP19をご覧ください。

障害者福祉・介護・高齢者福祉の手続き③

34 徘徊高齢者家族支援サービス 利用変更/廃止届の提出

チェック 手続き完了日 (/)

対象者

徘徊高齢者家族支援サービス利用者

手続きをする人

親族

手続きの期限

速やかに

手続きに必要なもの（持ち物）

要相談

36 指定難病医療費受給者証 の返還

チェック 手続き完了日 (/)

対象者

指定難病医療費受給者証をお持ちの方

手続きをする人

親族等

手続きに必要なもの（持ち物）

医療費受給者証

35 一般高齢者サービスに係る 諸手続き

チェック 手続き完了日 (/)

対象者

下記の各種サービスを受けていた方

- ・ 緊急通報システム
- ・ 寝具乾燥消毒サービス
- ・ 訪問理美容サービス
- ・ 要介護老人介護手当
- ・ 家族介護用品給付

手続きをする人

親族

【要介護老人介護手当】

家族(相続人)

手続きの期限

速やかに

手続きに必要なもの（持ち物）

要相談

【要介護老人介護手当】

介護している方が亡くなった場合は相続人の通帳

手続き窓口・問い合わせ先

34 35 ⇒ お住まいの地域の地区保健福祉センター

36 ⇒ 総合保健福祉センター 2階 保健所 地域保健課 ☎27-8594

◆ 各地区保健福祉センターの電話番号はPI9をご覧ください。

税金の手続き

37 バイク等の廃車/名義変更届

チェック 手続き完了日 (/)

対象者

125cc 以下又は 1.0kW 以下の原動機付自転車もしくは小型特殊自動車の所有者

手続きに必要なもの (持ち物)

【廃車届の場合】

- ・ 標識
- ・ 標識交付証明書

【名義変更届の場合】

- ・ 標識交付証明書

39 未登記家屋の所有者変更手続き

チェック 手続き完了日 (/)

対象者

亡くなった方が未登記家屋を所有していた場合

手続きをする人

未登記家屋の相続権者

手続きに必要なもの (持ち物)

遺産分割協議書

印鑑証明書

相続関係図 等

38 現所有者申告書の提出

チェック 手続き完了日 (/)

対象者

亡くなった方が土地または家屋を所有していた場合

手続きをする人

固定資産の相続権者

手続きに必要なもの (持ち物)

本人確認書類 (運転免許証・マイナンバーカード等)

手続き窓口・問い合わせ先

37 ⇒ 本庁舎 2 階 市民税課 市民税第三係 ☎22-7428

38 ⇒ 本庁舎 2 階 資産税課 償却資産係 ☎22-7434

39 ⇒ 本庁舎 2 階 資産税課 家屋係 ☎22-7432

37 38 39 は、各支所の税務担当窓口でもお手続きができます。

◆ 各支所の電話番号は P19 をご覧ください。

水道・下水道の手続き①

40 水道の休止 チェック□ 手続き完了日 (/)

対象者
水道を使用していた方

手続きをする人
水道の使用を休止する方

手続きの期限
速やかに

手続きに必要なもの (持ち物)
いわき市水道料金お客様センターへ連絡

43 下水道・地域汚水の休止及び
使用者変更 チェック□ 手続き完了日 (/)

対象者
下水道・地域汚水をご使用中の方

手続きをする人
下水道・地域汚水の使用を休止または使用者氏名を変更する方
(水道料金の手続きをすれば連動します。)

手続きに必要なもの (持ち物)
いわき市水道料金お客様センターへ連絡

41 水道の使用者変更 チェック□ 手続き完了日 (/)

対象者
水道を使用していた名義人

手続きをする人
水道の使用名義を変更する方

手続きの期限
速やかに

手続きに必要なもの (持ち物)
いわき市水道料金お客様センターへ連絡

44 下水道事業受益者負担金の
名義変更 チェック□ 手続き完了日 (/)

対象者
下水道事業受益者負担金を現在納付中の方

手続きに必要なもの (持ち物)
下水道受益者負担地位承継届

42 水道の所有者変更 チェック□ 手続き完了日 (/)

対象者
給水装置の所有者

手続きをする人
給水装置の所有者を変更する方

手続きの時期
建物の所有者移転登記完了後

手続きに必要なもの (持ち物)
要相談

45 下水道事業受益者負担金の
口座振替先の変更及び廃止 チェック□ 手続き完了日 (/)

対象者
下水道事業受益者負担金を口座振替で納入されている方

手続きをする人
下水道事業受益者負担金を口座振替で納入されている方の口座の変更または廃止が必要になる方

手続きに必要なもの (持ち物)
いわき市税等口座振替依頼書兼自動払込受付通知書 (市税等と同一様式)

手続き窓口・問い合わせ先

40 **41** **43** ⇒ いわき市水道料金お客様センター ☎22-9300

42 ⇒ 水道局 2階 営業課 給水装置係 ☎22-9304

44 ⇒ 本庁舎 6階 生活排水対策室 経営企画課 ☎22-7519

45 ⇒ 届出は市内金融機関の窓口へ

※ 問い合わせのみ生活排水対策室経営企画課 (☎22-7519)、北部下水道管理事務所 (☎34-4007)、南部下水道管理事務所 (☎53-6636) でも対応。

水道・下水道の手続き②

46 農業集落排水の休止及び廃止

チェック□ 手続き完了日 (/)

対象者

農業集落排水をご使用の方

手続きをする人

農業集落排水の使用を休止または廃止する方

手続きに必要なもの（持ち物）

農業集落排水処理施設使用開始等届

49 浄化槽の休止及び廃止

チェック□ 手続き完了日 (/)

対象者

浄化槽を使用していた方

手続きをする人

浄化槽の使用を休止及び廃止する方

手続きに必要なもの（持ち物）

浄化槽使用休止届出書 または
浄化槽使用廃止届出書
契約している保守点検業者へ連絡

47 農業集落排水の使用者変更及び人数変更

チェック□ 手続き完了日 (/)

対象者

農業集落排水をご使用の方

手続きをする人

農業集落排水の使用者氏名を変更または
使用者の人数が変更になる方

手続きに必要なもの（持ち物）

農業集落排水処理施設使用者変更届
農業集落排水処理施設使用者数変更届

50 浄化槽の管理者変更

チェック□ 手続き完了日 (/)

対象者

浄化槽の管理者

手続きをする人

浄化槽の管理者を変更する方

手続きに必要なもの（持ち物）

浄化槽管理者変更報告書

48 農業集落排水の口座振替先の変更及び廃止

チェック□ 手続き完了日 (/)

対象者

農業集落排水の使用料を口座振替で納入
されている方

手続きをする人

農業集落排水の使用料を口座振替で納入
されている方の口座の変更または廃止が
必要になる方

手続きに必要なもの（持ち物）

農業集落排水処理施設使用料口座振替自動
払込受付通知書

手続き窓口・問い合わせ先

46 47 ⇒ 本庁舎 6 階 生活排水対策室 経営企画課 ☎22-7519
下小川、戸田、永井、三阪地区の農業集落排水は、北部下水道管理事務所へ
☎34-4007
渡辺、遠野地区の農業集落排水は、南部下水道管理事務所へ ☎53-6636

48 ⇒ 届出は市内金融機関の窓口へ
※ 問い合わせのみ生活排水対策室経営企画課（☎22-7519）、北部下水道管理事務所
（☎34-4007）、南部下水道管理事務所（☎53-6636）でも対応。

49 50 ⇒ 本庁舎 6 階 生活排水対策室 経営企画課 ☎22-7519

市営住宅の手続き

51 世帯員異動の報告

チェック 手続き完了日 (/)

対象者

市営住宅にお住まいの方

手続きをする人

親族

手続きに必要なもの（持ち物）

住民票 等

53 退去の手続き

チェック 手続き完了日 (/)

対象者

市営住宅の名義人となっていた方

手続きをする人

親族

手続きに必要なもの（持ち物）

市営住宅返還届 等

52 入居承継の手続き

チェック 手続き完了日 (/)

対象者

市営住宅の名義人となっていた方

手続きをする人

同居している親族

手続きに必要なもの（持ち物）

- ・ 入居承継承認申請書
- ・ 住民票
- ・ 所得額課税額証明書
- ・ 請書
- ・ 緊急連絡人届出書 等

手続き窓口・問い合わせ先

51 **52** **53** ⇒ 平、内郷、四倉、小川、好間、三和、川前、久之浜・大久地区は
いわき市市営住宅管理センターへ ☎38-3245

小名浜、勿来、常磐、遠野、田人地区は
いわき市市営住宅泉窓口センターへ ☎38-3417

その他の手続き①

54 市営墓園使用権の承継等

チェック□ 手続き完了日 (/)

対象者

市営墓園を使用していた方

手続きに必要なもの (持ち物)

要相談

手続き窓口・問い合わせ先

【南白土墓園】

本庁舎1階 生活安全課 ☎22-7446

【東田墓園】

勿来支所 保健衛生係 ☎63-2111

57 相続した農地の届出

チェック□ 手続き完了日 (/)

対象者

農地を所有していた方

手続きをする人

農地を相続した方

手続きに必要なもの (持ち物)

要相談

手続き窓口・問い合わせ先

東分庁舎5階 農業委員会事務局 ☎22-7534

55 市民交通災害共済弔慰金申請

チェック□ 手続き完了日 (/)

対象者

該当年度の市民交通災害共済に加入しており、交通事故が原因で死亡した方

手続きに必要なもの (持ち物)

- ・ 死亡診断書
- ・ 交通事故証明書
- ・ 会員証
- ・ 受取人の通帳および印鑑

手続き窓口・問い合わせ先

【問い合わせ】

本庁舎1階 生活安全課 ☎22-1152

【受付】

本庁舎1階 生活安全課 ☎22-1152
各支所 ◆ 各支所の電話番号はP19をご覧ください。

58 農業者年金死亡届

チェック□ 手続き完了日 (/)

対象者

農業者年金を受給していた方
農業者年金に加入していた方

手続きをする人

農業者年金を受給していた方の家族
農業者年金に加入していた方の家族

手続きに必要なもの (持ち物)

- ・ 亡くなった方の農業者年金証書
- ・ 亡くなった方の農業者年金被保険者証
- ・ 亡くなった方の死亡日が確認できる戸籍謄本等
- ・ 亡くなった方と届出者との続柄が確認できる戸籍謄本等
- ・ 届出者名義の通帳 等

手続き窓口・問い合わせ先

JA 各支店の窓口
(問い合わせのみ農業委員会事務局
☎22-7534)

56 犬の登録事項変更届

チェック□ 手続き完了日 (/)

対象者

犬を飼っていた方

手続きの期限

速やかに

手続きに必要なもの (持ち物)

犬鑑札の番号

手続き窓口・問い合わせ先

総合保健福祉センター2階
保健所 生活衛生課 ☎27-8592

各支所 (好間支所をのぞく)

◆ 各支所の電話番号はP19をご覧ください。

59 相続した山林の届出

チェック□ 手続き完了日 (/)

対象者

山林を所有していた方

手続きをする人

山林を相続した方

手続きに必要なもの (持ち物)

相続登記等、相続手続きの完了後、要相談

手続き窓口・問い合わせ先

本庁舎4階 林業振興課 ☎22-7474

その他の手続き②

60 国・県・市指定文化財、国登録有形文化財の所有者変更届
チェック□ 手続き完了日(/)

対象者
 国・県・市指定文化財、国登録有形文化財を所有していた方

手続きをする人
 国・県・市指定文化財、国登録有形文化財を相続した方

手続きの期限
 国指定文化財・登録文化財：20日以内
 県・市指定文化財：速やかに

手続きに必要なもの（持ち物）
 要相談

手続き窓口・問い合わせ先
 本庁舎5階 文化振興課 ☎22-7546

63 (土地区画整理事業) 保留地の権利変動届
チェック□ 手続き完了日(/)

対象者
 施行中の土地区画整理事業区域内の保留地を所有していた方

手続きをする人
 施行中の土地区画整理事業区域内の保留地を相続した方

手続きに必要なもの（持ち物）
 ・ 本人確認書類
 ・ 契約書(写)
 ・ 遺産分割協議書等相続したことを証明する書類

手続き窓口・問い合わせ先
 本庁舎6階 都市整備課 ☎22-1276
 勿来区画整理事務所 ☎63-2129

61 道路占用許可の継承届
チェック□ 手続き完了日(/)

対象者
 道路占用許可を受けた申請者の方

手続きをする人
 道路占用物件を新たに所有する方

手続きの期限
 速やかに

手続きに必要なもの（持ち物）
 道路占用許可書及び義務継承届

手続き窓口・問い合わせ先
 本庁舎5階 維持保全課 ☎22-7494
 小名浜、勿来、常磐、四倉支所の経済土木課
 ◆ 各支所の電話番号はP19をご覧ください。

64 セーフティネット住宅（住宅確保要配慮者専用賃貸住宅に限る）の世帯員変更
チェック□ 手続き完了日(/)

対象者
 セーフティネット住宅（住宅確保要配慮者専用賃貸住宅に限る）にお住まいの方

手続きをする人
 同居者、親族等

手続きに必要なもの（持ち物）
 世帯状況によって異なるため、事前に住まい政策課までお問い合わせください。

手続き窓口・問い合わせ先
 本庁舎6階 住まい政策課 ☎22-1178

62 (土地区画整理事業) 権利移動届
チェック□ 手続き完了日(/)

対象者
 施行中の土地区画整理事業区域内の土地（保留地以外）を所有していた方

手続きをする人
 施行中の土地区画整理事業区域内の土地（保留地以外）を相続した方

手続きに必要なもの（持ち物）
 ・ 本人確認書類

手続き窓口・問い合わせ先
 本庁舎6階 都市整備課 ☎22-1276
 勿来区画整理事務所 ☎63-2129

65 長期優良住宅建築等計画の認定に係る地位の承継
チェック□ 手続き完了日(/)

対象者
 長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅等（住宅の維持保全の期間が経過したものを除く）の所有者

手続きをする人
 当該住宅を相続した方

手続きに必要なもの（持ち物）
 ・ 承継申請書(正・副各1部)
 ・ 登記簿など地位の承継の事実を証する書類

手続き窓口・問い合わせ先
 本庁舎6階 住まい政策課 ☎22-1178

その他の手続き③

66 郵便等投票証明書の返還

チェック 手続き完了日 (/)

対象者

郵便等投票証明書をお持ちの方

手続きをする人

親族

手続きの期限

速やかに

手続きに必要なもの（持ち物）

郵便等投票証明書

手続き窓口・問い合わせ先

東分庁舎 1階 選挙管理委員会事務局
☎22-7532

67 図書館利用カードの返還

チェック 手続き完了日 (/)

対象者

図書館利用カードをお持ちの方

手続きをする人

親族等

手続きの期限

速やかに

手続きに必要なもの（持ち物）

図書館利用カード

※ 手続きの際に亡くなった方のお名前、生年月日等を確認します。

手続き窓口・問い合わせ先

いわき総合図書館 ☎22-5552

小名浜図書館 ☎54-9257

勿来図書館 ☎62-7431

常磐図書館 ☎44-6218

内郷図書館 ☎45-1030

四倉図書館 ☎32-5980

68 (火災による)り災証明書交付申請

チェック 手続き完了日 (/)

手続きをする人

配偶者、親族、親戚等

(火災によりり災した証明書を必要とする場合に限る)

手続きに必要なもの（持ち物）

関係が分かるもの

(運転免許証、戸籍謄本等)

手続き窓口・問い合わせ先

り災物件の所在地を管轄する消防署
(分署、分遣所をのぞく)

平消防署 ☎23-9700

小名浜消防署 ☎92-5171

勿来消防署 ☎63-2248

常磐消防署 ☎43-2080

内郷消防署 ☎26-3596

69 救急搬送証明交付申請

チェック 手続き完了日 (/)

手続きをする人

配偶者、親族、親戚等

(救急隊が搬送した証明書を必要とする場合に限る)

手続きに必要なもの（持ち物）

関係が分かるもの

(運転免許証、戸籍謄本、受理証明書等)

手続き窓口・問い合わせ先

最寄りの消防署 (分署、分遣所をのぞく)

平消防署 ☎23-9700

小名浜消防署 ☎92-5171

勿来消防署 ☎63-2248

常磐消防署 ☎43-2080

内郷消防署 ☎26-3596

市の窓口のご案内

※ 市外からは、市外局番「0246」を付けてお電話ください。

本庁舎

窓口	問い合わせ先
1階 市民課 届出・証明グループ	☎ 22-7447
1階 国保年金課 調査給付係 国保税係 高齢者医療係 国民年金係	☎ 22-7456 ☎ 22-7429 ☎ 22-7466 ☎ 22-7464
1階 生活安全課	☎ 22-7446
1階 平地区保健福祉センター	☎ 22-1163
2階 市民税課 市民税第三係	☎ 22-7428
2階 資産税課 償却資産係 家屋係	☎ 22-7434 ☎ 22-7432
4階 林業振興課	☎ 22-7474
5階 文化振興課	☎ 22-7546
5階 維持保全課 用地管理担当	☎ 22-7494
6 生活排水対策室 経営企画課	☎ 22-7519
6階 都市整備課	☎ 22-1276
6階 住まい政策課	☎ 22-1178

支所・市民サービスセンター

窓口	問い合わせ先
【支所】	
小名浜	☎ 54-2111
勿来	☎ 63-2111
常磐	☎ 43-2111
内郷	☎ 26-2111
四倉	☎ 32-2111
遠野	☎ 89-2111
小川	☎ 83-1111
好間	☎ 36-2221
三和	☎ 86-2111
田人	☎ 69-2111
川前	☎ 84-2111
久之浜・大久	☎ 82-2111
【市民サービスセンター】	
いわき駅前	☎ 35-0666
豊間	☎ 38-2022
中央台	☎ 46-0400
江名	☎ 55-7711
泉	☎ 56-7244

地区保健福祉センター

窓口	問い合わせ先
平	☎ 22-1163
小名浜	☎ 54-2111
勿来・田人	☎ 63-2111
常磐・遠野	☎ 43-2111
内郷・好間・三和	☎ 27-8690
四倉・久之浜大久	☎ 32-2114
小川・川前	☎ 83-1329

市の窓口のご案内

※ 市外からは、市外局番「0246」を付けてお電話ください。

総合保健福祉センター

窓口	問い合わせ先
こども家庭課 母子保健係	☎ 27-8597
保健所 地域保健課	☎ 27-8594
保健所 生活衛生課	☎ 27-8592

水道局

窓口	問い合わせ先
いわき市水道料金 お客様センター	☎ 22-9300
営業課 給水装置係	☎ 22-9304

下水道管理事務所

窓口	問い合わせ先
北部下水道管理事務所	☎ 34-4007
南部下水道管理事務所	☎ 53-6636

※ 農業集落排水の地区により窓口が異なります。

【北部】下小川、戸田、永井、三阪地区

【南部】渡辺、遠野地区

市営住宅管理センター

窓口	問い合わせ先
いわき市市営住宅 管理センター	☎ 38-3245
いわき市市営住宅 泉窓口センター	☎ 38-3417

※ お住まいの地区により窓口が異なります。

【管理センター】平、内郷、四倉、小川、
好間、三和、川前、久之浜・大久地区

【泉窓口センター】小名浜、勿来、常磐、
遠野、田人地区

その他

窓口	問い合わせ先
農業委員会事務局	☎ 22-7534
勿来区画整理事務所	☎ 63-2129
選挙管理委員会事務局	☎ 22-7532
【図書館】	
いわき総合図書館	☎ 22-5552
小名浜図書館	☎ 54-9257
勿来図書館	☎ 62-7431
常磐図書館	☎ 44-6218
内郷図書館	☎ 45-1030
四倉図書館	☎ 32-5980
【消防署】	
平消防署	☎ 23-9700
小名浜消防署	☎ 92-5171
勿来消防署	☎ 63-2248
常磐消防署	☎ 43-2080
内郷消防署	☎ 26-3596

法務局からのお知らせ

手続き窓口及びお問い合わせ先
福島地方法務局いわき支局 ☎23-1729

市役所以外の手続き(抜粋)

※ ここでは、市役所以外の一般的な手続きを参考として掲載しています。
掲載しているものの他にも手続きが必要となる場合があります。

分野	主な手続き	問い合わせ先など
健康保険	返還等	勤務先・各保険者
厚生年金	未支給年金 遺族厚生年金	平年金事務所 ☎ 0246-23-5611
共済年金	未支給年金 遺族共済(厚生)年金	各共済組合
雇用保険の失業 給付を受給中の方	未支給分の請求	ハローワークいわき ☎ 0246-23-1421
国税	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	いわき税務署 ☎ 0246-23-2141
運転免許証	返納	①お住まいの地区を管轄する警察署 いわき中央警察署 ☎ 0246-26-2121 いわき南警察署 ☎ 0246-63-2141 いわき東警察署 ☎ 0246-54-1111 ②運転免許センター 福島運転免許センター ☎ 024-591-4372 郡山運転免許センター ☎ 024-961-2100
在留カード 特別永住者証	返納	仙台出入国在留管理局 本局 ☎ 0570-022259 郡山出張所 ☎ 024-962-7221
県営住宅	借りている家族が亡く なった場合の異動の 報告等	各地区県営住宅管理室 県北 ☎ 024-521-7991 県中 ☎ 024-935-1518 県南 ☎ 0248-23-1623 会津 ☎ 0242-29-5526 相双 ☎ 0244-26-5114 いわき ☎ 0246-35-1733
遺言書 相続放棄	検認・開封 相続放棄申立	福島家庭裁判所いわき支部 ☎ 0246-22-1321(代表)
不動産登記	土地・家屋など 所有者の移転(相続) 登記等	福島地方法務局いわき支局 ☎ 0246-23-1651(自動音声案内) ☎ 0246-23-1729(登記部門直通)
不動産	家屋の利活用や管理 等に関する相談など	NPO 法人いわき市住まい情報センター ☎ 0246-84-5341

市役所以外の手続き(抜粋)

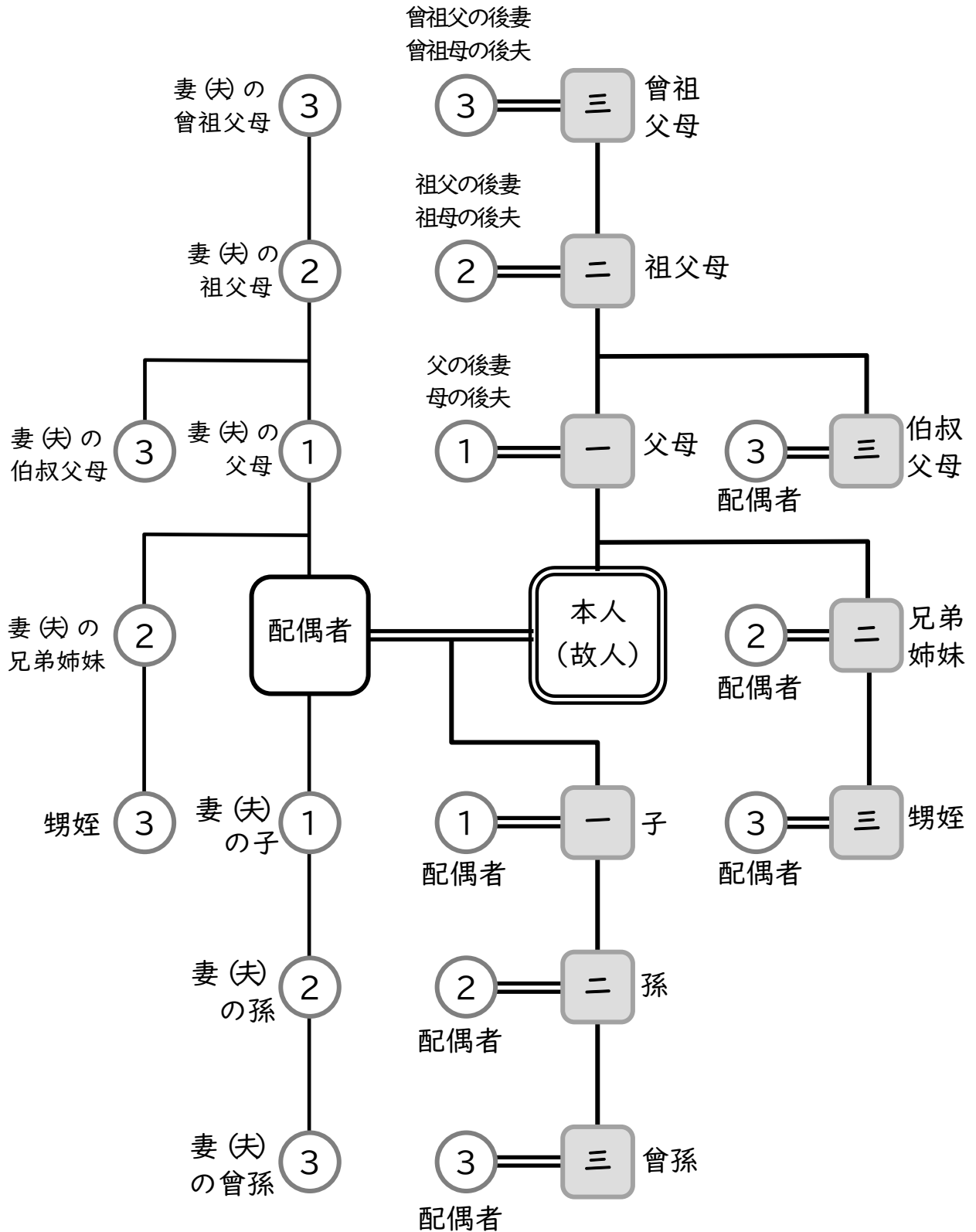
※ ここでは、市役所以外の一般的な手続きを参考として掲載しています。
掲載しているものの他にも手続きが必要となる場合があります。

分野	主な手続き	問い合わせ先など
普通自動車 バイク(125cc超)	名義変更/廃車	福島運輸支局 ☎ 050-5540-2015 いわき自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2016
軽自動車	名義変更/廃車	軽自動車検査協会 手続きナビ または 軽自動車検査協会 福島事務所いわき支所 ☎ 050-3816-1838
生命保険など	死亡保険金・入院給 付金の請求など	加入していた生命保険会社・代理店等
損害保険など	名義変更/解約	加入していた損害保険会社・代理店等
預貯金口座など	口座凍結の解除の 手続き	各金融機関
株式など	名義変更	各証券会社等
国債	記名変更 償還金受領	償還金支払場所 ※ 国債裏面の償還金支払場所欄に記載されている郵便局等のことを指します。 ・郵便局 ・日本銀行本支店、代理店(主な銀行の本店及び主要な支店)
クレジットカード	解約	各契約会社
固定電話 携帯電話	契約承継/解約	各契約会社
電気・ガス料金	名義変更/解約	各契約会社
新聞	名義変更/解約	各販売店
NHK 受信料	名義変更/支払変更/解約	NHK 受信契約フリーダイヤル ☎ 0120-151515
インターネット	名義変更/解約	各契約会社
ケーブルテレビ	名義変更/解約	各契約会社

三親等内の親族図

※ 手続きの参考にご利用ください。

— = 血族 ① = 姻族 数字は親等数



委任状について

※ 手続きをしなければならないご遺族が窓口に来られず、どなたかに委任する(頼む)場合には委任状が必要となります。

委任状

<記入例>

記入日 令和6年 6月 7日

< 委任者(頼んだ人) > ※ 委任者本人が署名捺印してください。

住 所 　　いわき市平字梅本21番地

氏 名 　　**梅本 太郎**

生年月日 　　昭和・平成 22年 11月 11日

電話番号 　　0246-22-1111

死亡した方との続柄 　　長男

委任者の氏名は必ず自署で。

私は、次の者(受任者)に、次の手続きに関するいっさいの権限を委任します。

委任内容 (具体的に)

〇〇 〇〇(亡くなった方)の出生から死亡までの戸籍謄本 2通

世帯全員の住民票(本籍・続柄省略なし) 1通

手続きの内容や必要な証明書の種類・通数を具体的に記入してください。

< 受任者(頼まれた人) >

住 所 　　いわき市〇〇〇〇町字〇〇〇123番地の4

氏 名 　　〇〇 〇〇〇

生年月日 　　昭和・平成 元年 2月 3日

電話番号 　　080-1234-5678

委任状

※ コピーしてお使いください。

記入日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

< 委任者(頼んだ人) > ※ 委任者本人が署名捺印してください。

住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 _____ 昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

電話番号 _____

死亡した方との続柄 _____

私は、次の者(受任者)に、次の手続きに関するいっさいの権限を委任します。

委任内容 (具体的に)

< 受任者(頼まれた人) >

住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 _____ 昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

電話番号 _____

※ 受任者の本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード・パスポート等の顔写真付きの公的証明1点か、顔写真のない健康保険資格確認書・受給者証等の公的証明であれば2点)をお持ちください。

「おくやみコーナー」のご案内

ご家族が亡くなられた後に必要な手続きの洗い出しや
手続き窓口のご案内を行います。

○窓口でのご相談

本庁市民課、各支所等の窓口の受付にお声かけください。
必要な手続きをご案内後、ご自身で各担当窓口にて手続き
が必要となりますので、お時間に余裕をもってお越しください。

○お電話でのご相談

0246-22-7447 本庁市民課(届出・証明グループ)

受付時間 平日 午前9時から午後4時まで

(正午から午後1時を除く)

必要な手続きを「手続きガイド」でも確認することができます

パソコンやスマホなどから、ウェブページ上の簡単な質問に答えていくだけで
必要な手続きや受付窓口がわかる案内サービス「手続きガイド」がご利用いた
だけます。

このサービスは、自宅や外出先などでいつでも必要な手続きを確認することが
でき、その内容をパソコンやスマホなどに保存することも出来ます。

ご利用はこちらの QR コードからアクセスしてください。



【作成・発行】

いわき市 市民協働部 市民課

〒970-8686 福島県いわき市平字梅本 21 番地

 0246-22-7447（届出・証明グループ）